

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年2月26日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「県とNPO法人〇〇と（出島海岸保全地区）の占用許可及び水路使用許可等の書類含む（産業交流部阿南）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年3月12日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該公文書は保存期間を過ぎており、文書が不存在である」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和30年3年19日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年11月25日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類を拒否するのは可笑しい。占用許可時の作業行程で、用水使用に関する書類であり、ないとする拒否行為は、県の改ざん行為及び枉法行為と確認した為。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

1 本件処分の理由

条例第7条第2号は、当該公文書が物理的に存在しない場合、存在するが他の実施機関又は実施機関以外の団体が保有している場合などにおいて、当該請求を拒否することができる旨を定めたものである。

実施機関は、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号。以下「規則」という。）に基づき公文書の管理を行っており、規則第6条第1項において「公文書の保存期限は、30年、10年、5年、1年及び1年未満の期間とし、その基準は、別表に定めるところによる。」と定めている。

実施機関では、本件請求に係る公文書を平成23年度海岸保全区域等占用許可について（以下「本件公文書1」という。）及び水路使用許可等の書類（以下「本件公文書2」という。）と特定した上で、規則別表の「公文書の区分」三の項の6「許認可等に関する決裁文書で当該許認可等が5年間存続するもの（一の項又は二の項に該当するものを除く。）」に該当する公文書として、その保存期間を5年間と定めている。

したがって本件請求のうち、本件公文書1及び本件公文書2は、平成23年度に作成した公文書であるため、平成28年度末である平成29年3月31日に保存期間が満了したことから廃棄されており、書類が存在しないため、本件処分を行った。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和元年5月24日	諮問
令和6年6月24日 第2部会（第12回）	審議
同 年7月22日 第2部会（第13回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本件公文書1及び本件公文書2が存在する旨主張している。

実施機関は、当該公文書は保存期間を過ぎており、文書が不存在であると主張しているため、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

公文書の保存期間については、規則第6条及び別表により保存期間の基準が定められており、公文書を保有する課において、規則の基準をもとに公文書ごとに保存期間を定めることとしている。

南部総合県民局産業交流部<阿南>において、規則の基準を基に本件公文書1及び本件公文書2の保存期間を規則別表「公文書の区分」三の項の6に該当するものとして、保存期間を5年間と定めている。

本件請求に係る公文書は、占用許可及び水路使用許可に関するものであり、規則別表「公文書の区分」三の項の6「許認可等に関する決裁文書で当該許認可等が5年間存続するもの（一の項又は二の項に該当するものを除く。）」に該当すると認められ、当該保存期間を満了していることから、当該公文書は保存期間を過ぎており、文書が不存在であるという実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榊本 久実	税理士	